

特集

特別支給の老齢厚生年金、 2022年は1960年4月2日～1961年4月1日生まれ の女性に受給権が発生

1941年4月2日～1961年4月1日生まれの男性および1946年4月2日～1966年4月2日生まれの女性で、年金の加入期間が10年以上あり、厚生年金と共済組合の加入期間があわせて1年以上ある人は、特別支給の老齢厚生年金を受けることができます。特別支給の老齢厚生年金は性別と生年月日により受給開始年齢が異なります。2022年に特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢に達し、受け取る権利が発生する人は、1960年4月2日から1961年4月1日に生まれた女性で、報酬比例部分の年金が受け取れます。

【対象者に年金請求書を送付】

日本年金機構では受給開始年齢に到達する3カ月前から、対象者に宛てて「年金請求書（事前送付用）」および年金の請求手続きのご案内を送付しています（図1）。この請求書には、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所および年金加入記録をあらかじめ印字されています。

【2022年の年金請求書（事前送付用）の 送付対象者】

2022年4月2日～2023年4月1日に62歳になる女性（共済組合の組合員以外の1960年4月2日～1961年4月1日生まれ）が送付の対象となります。

ただし、年金の加入期間が10年以上あり、厚生年金と共済組合の加入期間があわせて1年以上ある人に限ります。

【手続き】

受給権が発生する日は受給開始年齢に到達した日（誕生日の前日）です。事前送付用の年金請求書に必要事項を記入したら、受給開始年齢になってから最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターに提出します。受給開始年齢になる前に提出しても受付されません。

戸籍・住民票などは、受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書の提出日において6か月以内に交付されたものとなります。

<図1> 年金請求書（事前送付用）

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

●この年金請求書には、日本年金機構で預かりしている情報をあらかじめ印字しています。
印字内容が異なる場合は、二重線を引いて訂正してください。
訂正した箇所については訂正手続きが必要ですので、年金事務所等にご連絡ください。

●記入する箇所は、**黄色い**の枠内です。この黄色い枠内は、印字内容が異なる場合は訂正する必要があります。

●年金の受取口座を記入してください。振替や、口座に付く温度変化等により変色するインクを用いたペンまたはボールペンに、使用しないでください。

●依頼人の方が提出する場合は、ご本人（年金を受ける方）が1ページにある受取口座を記入してください。

1. ご本人（年金を受ける方）の印字内容を確認のうえ、本特内をご記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄預金口座への振込みはできません。

年金請求書には、日本年金機構で預かりしている情報をあらかじめ印字しています。印字内容が異なる場合は、二重線を引いて訂正してください。訂正した箇所については訂正手続きが必要ですので、年金事務所等にご連絡ください。

記入する箇所は、黄色い枠内です。この黄色い枠内は、印字内容が異なる場合は訂正する必要があります。

年金の受取口座を記入してください。振替や、口座に付く温度変化等により変色するインクを用いたペンまたはボールペンに、使用しないでください。

依頼人の方が提出する場合は、ご本人（年金を受ける方）が1ページにある受取口座を記入してください。

1. ご本人（年金を受ける方）の印字内容を確認のうえ、本特内をご記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄預金口座への振込みはできません。

<添付書類>

- 請求者本人の生年月日を明らかにできる書類（戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか）

※日本年金機構にマイナンバーが登録されている単身者は、上記戸籍謄本等の添付が原則不要となります。マイナンバーが登録されていない場合は、年金請求書にマイナンバーを記入することで、左記の戸籍謄本等の添付が原則不要となります。

- 受取先金融機関の通帳またはキャッシュカード（請求者本人名義）

※カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載されたもので、コピーでも可能です。なお、年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要です。

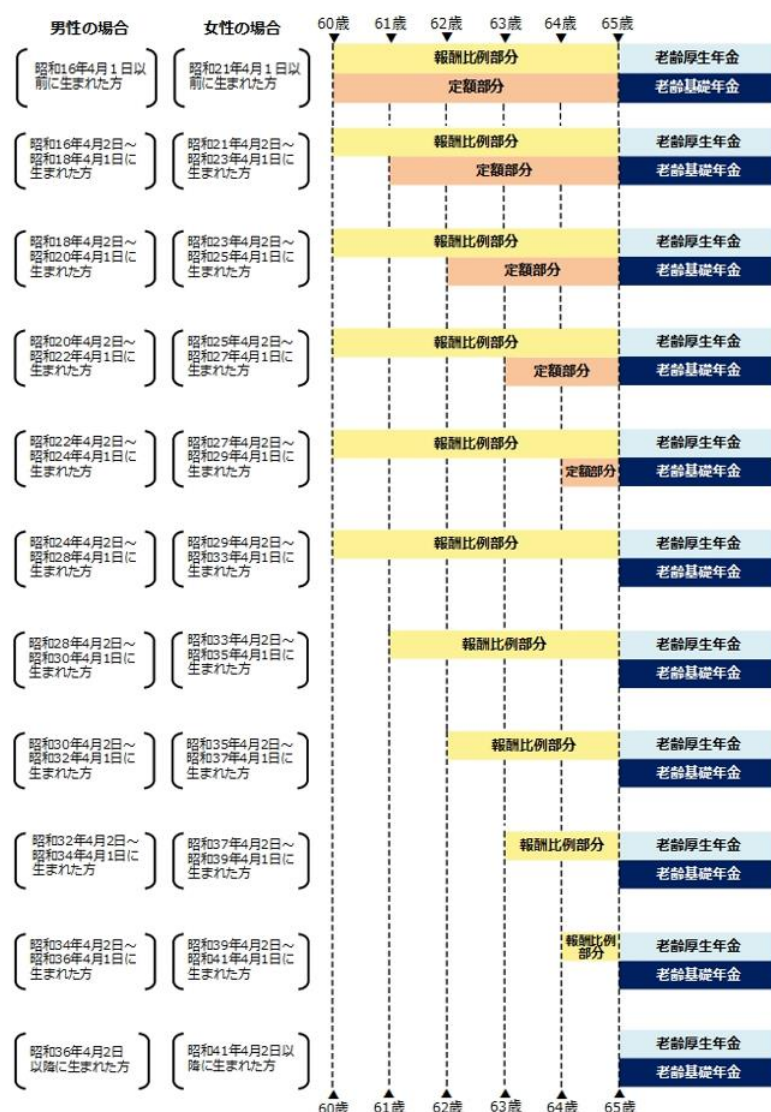
なお、加給年金額の対象となる人（請求者本人の厚生年金の加入期間が20年以上あり、配偶者または18歳未満の子がいる人）は、請求者本人と配偶者・子の続柄および氏名・生年月日確認のための戸籍謄本（記載事項証明書）や、生計維持関係確認のための世帯全員の住民票の写し※、配偶者や子の収入を証明するための書類※が必要になります。

請求者本人の厚生年金の加入期間が20年未満で、配偶者の厚生年金（共済）の加入期間が20年以上の人は、配偶者について、請求者との続柄および配偶者の氏名・生年月日確認のための戸籍謄本（記載事項証明書）や、請求者との生計維持関係確認のための世帯全員の住民票の写し※、生計維持確認のための請求者本人の収入が確認できる書類※が必要になります。

これ以外にも請求者本人の状況により添付が必要な書類が生じることがあります。

※年金請求書にマイナンバーを記入することで添付が不要になります。

<参考> 特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢



出典：日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/20140421-02.html>)